

名古屋市瑞穂運動場条例の一部改正について

瑞穂公園田辺陸上競技場の廃止に伴い、規定を整理するため、名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

平成31年2月8日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

記

1 改正理由・内容

瑞穂公園田辺陸上競技場の廃止に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 条例案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

平成31年第 号議案

名古屋市瑞穂運動場条例の一部改正について

名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成31年 2 月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例

名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表中「、田辺陸上競技場」を削る。

別表第 1 田辺陸上競技場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、瑞穂公園田辺陸上競技場の廃止に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市瑞穂運動場条例（抜すい）

(趣旨)

第 1 条 この条例は、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号。以下「都市公園条例」という。）に基づき瑞穂公園に設置する次表に掲げる有料公園施設（以下「瑞穂運動場」という。）の管理運営等について必要な事項を定めるものとする。

瑞穂公園	陸上競技場、北陸上競技場、 田辺陸上競技場 、レクリエーション広場、ラグビー場、ラグビー練習場、野球場、相撲場、弓道場、アーチェリー場、テニスコート、プール、トレーニング室、宿泊研修室及び駐車場並びにこれらの附属設備
------	---

2 (略)

別表第 1

使 用 区 分	利 用 料 金 の 基 準 額					
	午 前	午 後	午前午後	夜 間	2 時間	1 回
(略)						
田辺陸上競技場	3,400 円	3,400 円	6,800 円			
(略)						